質問	質問内容	回答	備考
居宅届出及び認定申請	年末等の休業日の受付について、現在、翌営業日の対応となっているが、当日の対応が難しい場合に休業日のFAXやメール等での対応ができないか	居宅届出に関しては、必ずしも翌営業日の対応というわけではなく、できるだけ早急の提出をお願いしているところです。認定申請については、休業日においても電子申請ができるようになっておりますので、活用をお願いします。FAXやメール等については、特にFAXの場合は、誰が受けとったか、わからない場合があるので、翌営業日に必ず連絡をお願いします。	給付係 認定係
その他　認定調査について	現在、加津佐・口之津担当の認定調査員さんは何名いらっしゃいますか？ 最近、認定調査の実施・提出・意見書の提出がかなり遅い時が目立ちます。提出期限が決まっているかと思いますが、提出期限が過ぎた方の声掛けをお願いしたいと思っています。	加津佐・口之津に限らず南島原市の南部方面を会計年度職員、私人委託調査員合わせて8名が担当しております。私人委託の方々は、月に数件の調査をお願いしているところであり、主に会計年度職員２名が常時、調査を行っております。 提出が遅い場合には、調査員や主治医へ催促を行います。	認定係
看取りのプラン変更等の担当者会議省略の事例について。要支援から要介護になった場合で、医療系サービスがもともと利用されていた場合の継続したサービス利用の必要性の確認について。	看取りについては、実際の流れなど事例があれば伺いたい。医療系サービスの利用希望があった場合、医師に必要性を確認する必要があるが、要支援から要介護認定へ介護度に変更があった場合、もともとサービスを利用されている利用者に対しても同様に書類や電話連絡で確認する必要があるか、ケアプランの交付に際に確認することでもよいのか。	要支援から要介護に変わった場合には、状態像が変わっていると考えられるため、書類や電話等で確認（照会）を行ってください。	
その他	質問というか要望です。意見書開示がもう少し早くできないでしょうか。相談を受けて担当者会議開催後に意見書が届く事が多く、特に新規の場合、担当者会議前に確認できていたら、関係者間でより支援の共通認識ができると思われるため。	意見書開示については、申請書が提出された場合は、早急に対応しておりますが、各市の窓口で提出されたり、また、郵送する関係で、どうしても１週間程度かかってしまう場合がございます。至急、確認したい場合には、お手数ですが介護保険課の窓口で提出、受け取りが一番早い方法となります。窓口受け取りの場合は、準備ができ次第連絡をいたします。	認定係
	指導の項目を知りたいです。	運営指導は、基準を満たしているかなどを管理者へ聴き取り、契約書やケアプランの確認等を行っています。	
サービスの提供	通所リハビリ、訪問看護等のサービスを利用する際は、医師の意見書が必要になっています。要支援の時から通所リハビリや訪問看護を利用している人は、要介護状態になった時も再度、医師の意見書が必要になるのかどうか。	要支援から要介護に変わった場合には、状態像が変わっていると考えられるため、再度医師に確認を行ってください。	
契約等同意について	印鑑の必要性：計画書1課題分析の結果について指針があれば。	印鑑については、「印」がある場合は押印をお願いします。なお、「印」がない場合には、自筆でお願いします。代筆又は利用者の親族等が署名する際には利用者との続柄がわかるように、「続柄」を記入してください。	
契約書、受領書等の捺印や署名について	①契約書　重要事項説明書の押印省略は可能でしょうか？ 河野デジタル担当大臣が「介護サービス事業者と利用者とが契約を交わす際の書類の押印について、「省略可能」と明言した。」との報道が2月にあっていますが、当地域の判断としては如何でしょうか？ ②先般、島原包括支援センターを通じて、島原広域介護保険課へ確認させていただいたところ、入院時情報提供の書類について、医療機関の受領欄について、「交付した医療機関名が明確になっていれば、印でも、苗字のみのサインでの可」とのご回答を頂いたところですが、同様の主旨で、サービス事業所に対する計画書の受領についても、交付したサービス事業所名が明記されていれば、サインの場合苗字のみでも可能でしょうか？	①押印については、事業所の判断により省略可とします。「印」がある場合は押印を、「印」がない場合には、自筆でお願いします。代筆又は利用者の親族等が署名する際には利用者との続柄がわかるように、「続柄」を記入してください。 ②サービス事業所が明記されていれば、苗字のみでも可です。ただし、事業所内に同姓の方が複数人いる場合には、担当が誰かわかるように名前の記載をお願いします。	
	利用者の契約書の件です。住所が変わった時の対応はどうすれば良いですか。	住所が変わった際の契約書については、再度取り直す必要はないかと思います。ただし、事業所の母体が変わった場合などについては、再度契約を取り直すようにしてください。	
居宅届出	①施設を退所し在宅生活になるときな届け日の基準はあるのか。 ②一旦居宅届出している利用者が入院等が長くなり再届出をする基準。例えば担当としては入院が長くなっても病院との連携は切れ目なく行っている。介護サービスの利用がないだけ。	①居宅介護支援事業者集団指導資料　P15参照 ②契約が終了していなければ届出の提出は不要です。	居宅資料 P15
居宅届出	老健入所時の届出について区分は新規なのか変更なのか伺いたい	居宅介護支援事業者集団指導資料　P15参照	居宅資料 P15
訪問介護について	○要支援認定者への生活援助のみの提供について、提供に関して広域圏としての見解を伺いたい。 ○同居家族がいる場合における訪問介護の利用条件 同居家族の範囲→同居家族の考え方。物理的な距離（2世帯住宅、同敷地内、同町内など近隣在住）の家族が定期的な訪問を行っている場合の訪問介護の適応の考え方	利用者の身体状況や利用者の環境等を踏まえた上での判断になるかと思いますので、生活援助のみの提供の場合もあるかと思われます。 同居家族がご質問の距離にいる場合、また、定期的な訪問を行っている場合でも、どうしても介護サービス提供が必要な場合（日中仕事のため、介護協力者不在など）は、利用者や家族、サービス事業所等と十分に検討を行っていただいた場合でのサービス利用は可と考えます。その際にはサービスを必要と判断した理由を残すようお願いします。	
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	○過去に認定があり、包括の届出がある場合でも改めて申請時に居宅届け出が必要な理由を知りたい その場合、区分は（変更）で提出となり、包括→包括であるが【変更する場合の理由等】の記載を問われるため、記載例示があれば知りたい。	居宅介護支援事業者集団指導資料　P14参照 認定が切れる前と同じ事業所を利用する場合は、契約が終了していなければ届出の提出は不要です。契約が終了している場合、区分は新規での提出となります。	居宅資料 P14

介護予防サービス計画書におけるケアプランの「軽微な変更」について	○サービス提供の曜日変更について：要支援認定者でケアプランの課題や目標に変更がなく単に曜日・提供時間のみの変更の場合、軽微な変更の考え方について ○軽微な変更に当てはまると判断した場合は、ケアプランの変更の方法、計画書再作成の必要性、修正対応の場合はその方法と注意点	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられます。なお、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきと考えます。「利用者の」という文言が記載されており、あくまでも利用者側の都合に限られておりますので、事業所の都合で曜日・日付を変更する場合には、軽微な変更には該当しません。また、あくまでも臨時的・一時的なものに限られておりますので、継続的に曜日を変更するのであれば軽微な変更には該当しません。利用者の解決すべき課題の変化に留意し、課題に変化があり目標等の変更を行わなければならない場合は、アセスメントからケアプラン交付までの一連の業務を行う必要があります。 【軽微な変更と判断した場合の対応】 ①判断根拠の記録を行う 軽微な変更に該当すると判断した場合は、その根拠を支援経過等に記録してください。記録する際には、どの項目の軽微な変更に該当しているのかを明記及び利用者の解決すべき課題の変化がないか確認したことについて記載してください。 ②ケアプランへ変更箇所を記載する 変更をケアプラン第１～３表に追記するか差し替えを行ってください。ケアプランに追記する場合は、いつ追記したのかわかるように記載してください。また、利用者からケアプラン変更について同意をもらい、いつ同意をもらったのかがわかるようにしておいてください。 ③利用票の再作成 ケアプラン変更の結果、計画単位数が変更した場合には、トラブルを回避するためにも、利用票を再作成してください（必ず再作成をしなければならないわけではありません。）。	別紙　軽微な変更
居宅届出の時期について	老健入所中、退所後、自宅に戻られるとの事で、退所前に居宅の届出ができると老健職員（ＣＭ）からいわれましたが、入所中にできるのでしょうか？	居宅介護支援事業者集団指導資料　P15参照	居宅資料 P15
サービスの提供	実地指導の指摘内容	地域密着型（介護予防）サービス事業者集団指導資料　P7参照	地域密着資料 P7